

您好 神奈川県

日本神奈川県

かながわ
こんにちは神奈川県

2009年 冬季刊 第2号 (第18期)

こんにちは神奈川県

検索

【URL】 http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/tagengo/hello_kanagawa_chi.html

— 「こんにちは神奈川県」は、神奈川県が提供する外国籍県民向け生活情報紙です—
— “您好神奈川県”是神奈川県面向外籍县民提供的生活信息刊物—

2010年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における 在県外国人等特別募集について 2010年度神奈川県公立高中入学选拔中的本县外国人等特别招生

- 志願資格：次の①、②、③のすべてにあてはまる人
- ① 保護者とともに県内に在住し（定時制は本人のみ在住または勤務先が県内で可）、2010年3月31日までに中学校を卒業または卒業見込の人
 - ② 2010年4月1日現在で15歳以上の人
 - ③ 外国籍を有する（難民として認定された人を含む。）または日本国籍を取得して3年以内の人で、入国後の在留期間が2010年2月1日現在で通算3年以内の人
- ※ 海外の中学校（学校教育における9年の課程）の出身者は、県教育委員会への志願資格承認申請が必要で、2009年12月4日の志願者説明会で、申請および志願に必要な書類等を配付しますので、できる限りご参加ください。（場所：横浜市保土ヶ谷公会堂（相鉄線星川駅 徒歩5分）、時間：14時より、通訳者もいます。）

- 募集校：
- 【全日制】 県立：鶴見総合・神奈川県総合・平塚湘風・座間総合・有馬・愛川・相模原青陵・橋本、横浜市立：横浜商業
- 【定時制】 県立：相模向陽館（午前部・午後部）

- 日程：
- 【全日制】 出願期間 2010年2月4日・5日、志願変更期間 2月9日・10日、学力検査等 2月18日、合格発表 2月26日
- 【定時制】 出願期間 2010年3月2日・3日、志願変更期間 3月4日・5日、学力検査等 3月10日、合格発表 3月16日

- 検査の内容：外国語（英語）・国語・数学・面接
- ※ 横浜市立横浜商業高校のみ実技検査も実施します。
- ※ なお、特別募集以外の一般募集においても、日本語を母語としない人で一定の条件を満たす志願者は、申請により、検査時間の延長やルビ（漢字のふりがな）付き問題文などの受検上の配慮が受けられます。
- 【日本語での問い合わせ】 県高校教育企画室 TEL：045-210-8084

- 报名资格：符合下列①、②、③所有条件的人
- ① 与监护人一同在县内居住（定时制仅本人在县内居住或工作单位在县内即可）、2010年3月31日为止初中毕业或预定毕业的人
 - ② 2010年4月1日为15岁以上的人
 - ③ 拥有外籍（包括作为难民被认定的人）或取得日本国籍3年以内的人、入国后的在留期间至2010年2月1日时通算在3年以内的人
- ※ 海外初中（学校教育9年课程）的出身者，需要到县教育委员会进行学生报名资格的认可申请。2009年12月4日的报名者说明会上，将分发申请及报名所需要的文件等，请尽可能前来参加。
- （地点：横浜市保土谷公会堂（相铁线星川站步行5分钟）、时间：14时开始，配备有口译人员）

- 招生校：
- 【全日制】 县立：鹤见综合・神奈川県综合・平塚湘风・座间综合・有马・爱川・相模原青陵・桥本、横浜市立：横浜商业
- 【定时制】 县立：相模向阳馆（上午部、下午部）

- 日程：
- 【全日制】 报名期间 2010年2月4日・5日、报名变更期间 2月9日・10日、学力检查等 2月18日、合格发表 2月26日
- 【定时制】 报名期间 2010年3月2日・3日、报名变更期间 3月4日・5日、学力检测等 3月10日、合格发表 3月16日

- 检查内容：外语（英语）、国语、数学、面试
- ※ 仅横浜市立横浜商业高中还实施实技检查。
- ※ 在特别招生以外的一般招生中，日语非母语的人中符合一定条件的报名者，通过申请，可以在考试中受到照顾，如延长检查时间、问题文章可附假名（汉字假名）等。
- 【日语问讯处】 县高中教育企画室 电话：045-210-8084

* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。
中国語：045-321-1339 木・第4火曜日 9時～16時

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口
汉语：045-321-1339 星期四、第4星期二 9时～16时

神奈川県最低賃金のお知らせ

神奈川県最低工资的通知

2009年10月25日から神奈川県最低賃金は、時間額789円(23円引き上げ)となりました。

この最低賃金は、県内で働く常用・臨時・アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者はこの金額以上の賃金を支払わなければなりません。

【日本語での問合せ】 神奈川県労働局賃金課 TEL:045-211-7354
県雇用労政課 TEL:045-210-5739

从2009年10月25日开始，神奈川県最低工资为每小时789日元(提高23日元)。

该最低工资适用于县内专职、临时、打工等所有职工，用工者必须支付该金额以上的工资。

【日语问讯处】 神奈川県労働局賃金課 電話：045-211-7354
県雇用労政課 電話：045-210-5739

あんしん賃貸支援事業のお知らせ

安心租赁支援事业的通知

外国人などの入居を受け入れる賃貸住宅や、部屋を紹介する不動産店の情報、部屋を借りるときなどにサポートする支援団体の情報を提供しています。

登録情報は、「あんしん賃貸ネット」というホームページから見ることができます。

【URL】 <http://www.anshin-chintai.jp/anshin/>

【日本語での問い合わせ】 県住宅課 TEL：045-210-6557

提供有关接受外国人等入居的租赁住宅与介绍住房的不动产店信息、租借住房时等提供支援的支援团体信息。

注册信息可浏览“安心租赁网”的主页。

【URL】 <http://www.anshin-chintai.jp/anshin/>

【日语问讯处】 县住宅课 电话：045-210-6557

無料・匿名・通訳付 HIV 検査のお知らせ

免费、匿名附口译 HIV 检查的通知

HIV検査による早期発見と医療で、エイズ発病は防ぐことができます。検査ではプライバシーは守られます。

① 通訳付の会場…即日検査センター(厚木YMCA:厚木市中町4-16-19) 第2日曜 13時～15時、問い合わせは当日に TEL:090-4028-9728へ

② 事前申し込みで通訳対応の会場…平塚、鎌倉、小田原、茅ヶ崎、三崎、秦野、厚木、大和、足柄上の各保健福祉事務所

※ 検査と通訳派遣についての外国語での情報提供…AMD A 国際医療情報センター TEL:03-5285-8088へ

HIV検査情報

【URL】 http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/2seikatujouhou/hiv_inspection.html

【日本語での問い合わせ】 県健康増進課 TEL:045-210-4793

经HIV検査可以早期发现、医疗、防止艾滋病。检查中将严守个人隐私。

① 附口译的会场...即日检查中心(厚木YMCA:厚木市中町4-16-19) 第2星期日 13时~15时、当天咨询电话:090-4028-9728

② 通过事前预约,可提供口译对应的会场...平塚、鎌倉、小田原、茅ヶ崎、三崎、秦野、厚木、大和、足柄上的各保健福祉事務所

※ 有关检查与口译派遣的外语信息提供...AMD A 国际医疗信息中心 电话:03-5285-8088

HIV検査信息【URL】 http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/2seikatujouhou/hiv_inspection.html

【日语问讯处】 县健康増進課 電話：045-210-4793

* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。
中国語：045-321-1339 木・第4火曜日 9時～16時

【日语以外の问讯处】 县外籍县民咨询窗口
汉语：045-321-1339 星期四、第4星期二 9时～16时

配偶者などからの暴力に悩んでいる方へ 致因配偶等施加暴力而苦恼的人们

§ 配偶者などからの暴力被害者のための多言語相談窓口のご案内 §

配偶者や親しい男性などからの暴力に悩んでいる方のための多言語相談を実施しています。(相談は無料)

秘密は固く守ります。一人で悩まず、まず電話をしてください。

※ 緊急時は 110 番

● 電話番号：050-1501-2803(配偶者暴力相談支援センター)

● 相談日・時間：月～土曜日 10時～17時

● 対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語

【日本語での問い合わせ】

配偶者暴力相談支援センター TEL:045-313-0745

● 受付時間：月～金の9時～21時、祝日の金曜は休み

§ 多言語版リーフレット「夫からの暴力に悩むあなたへ」を無料で配布しています §

このリーフレットには、どんな暴力があるのかや、被害者が相談できる窓口などが書かれています。

● 言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語

● 配布場所：県・市町村相談機関、国際交流関係施設など

【日本語での問い合わせ】

かながわ女性センター研究情報課 TEL:0466-27-2114

§ 面向配偶等暴力被害者の多语种咨询窗口介绍 §

面向因配偶与男友等暴力而苦恼的人们，实施多语种咨询(咨询免费)。

严守秘密。不要一个人苦恼，首先请拨打电话。※ 紧急时请拨打 110 号

● 电话号码：050-1501-2803(配偶者暴力咨询支援中心)

● 咨询日・时间：星期一～六 10时～17时

● 对应语言：英语、汉语、韩国·朝鲜语、西班牙语、葡萄牙语、他加禄语、泰语

【日语问讯处】配偶者暴力咨询支援中心 电话:045-313-0745

● 受理时间：星期一～五的9时～21时、节日的星期五休息

§ 免费发送多文版小册子“致面向丈夫暴力而苦恼的你” §

本小册子的内容包括有哪些暴力、受害人可以咨询的窗口等。

● 语言：英语、汉语、韩朝语、西班牙语、葡萄牙语、他加禄语、泰语、越南语

● 分发地点：县、市町村咨询机构、国际交流相关设施等

【关于日语的问讯】神奈川女性中心研究信息课

电话：0466-27-2114

新型インフルエンザに備えましょう 防备甲型 H1N1 流感

新型インフルエンザは、既に流行期に入り、秋から冬にかけてさらに広がるおそれがあります。

自らの健康を守るためにも、また、急激な感染拡大を防ぐためにも、皆さん一人ひとりの予防対策に努めてください。

● 外出から帰ったら必ず手洗い、うがいをしましょう。

● 他の人にせきやくしゃみをかけない「せきエチケット」を心がけましょう。

・せきやくしゃみをするときは、他の人から顔をそらし、ティッシュなどで口と鼻を覆いましょう。

・使ったティッシュは、すぐにゴミ箱へ捨てましょう。

・せきやくしゃみが出ている間は、マスクを着けましょう。

● 発熱やせき、くしゃみなどの症状が出たら外出を控えましょう。

【日本語での問い合わせ】

県保健福祉総務課 TEL：045-210-4634

甲型 H1N1 流感已经进入流行期，从秋至冬可能会进一步扩展。

为了保护自己的健康，另外，也为了防止急剧的感染扩大，请大家每一个人都要采取预防对策。

● 外出回来一定要洗手、漱口。

● 注意“咳嗽礼仪”，咳嗽与打喷嚏时不要面向他人。

・咳嗽与打喷嚏时，请将脸遮住，不要面向他人，用纸巾等捂住口鼻。

・使用的纸巾，请立即扔到垃圾箱里。

・咳嗽与打喷嚏之际，应佩带口罩。

● 出现发热与咳嗽、打喷嚏等症狀时，请尽量不要外出。

【日语问讯处】县保健福利总务课 电话：045-210-4634

* 新型インフルエンザに関する日本語以外での問い合わせ

は、MIC かながわ電話相談窓口へ。

中国語：045-314-9927 平日 8時30分～17時

* 有关甲型 H1N1 流感的日语以外问询，请与 MIC 神奈川电话咨询窗口联系。

汉语：045-314-9927 平日 8时30分～17时

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を制定しました “神奈川县公共设施防止被动吸烟条例”已经制定

たばこの煙には、200種類以上の有害物質が含まれています。また、たばこの先から出る副流煙は、喫煙者が吸う主流煙よりも有害物質を多く含んでいます。こうした副流煙などの他人のたばこの煙を、室内またはこれに準ずる環境において吸わせる受動喫煙は、肺がんや心疾患などを発症する危険性を高めることが科学的に証明されています。

そこで神奈川県では、受動喫煙による健康への悪影響から県民の健康を守るための新たなルールとして「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を制定しました。

● 条例の内容

・この条例では、不特定または多数の者が出入りする公共的施設では受動喫煙を防止する措置を取ることが義務付けられます。

香烟中，含有200种以上的有害物质。另外，香烟头冒出的副流烟，比吸烟者所吸主流烟含有更多的有害物质。这样的副流烟等他人香烟的烟，在室内或相当于室内的环境中被吸——被动吸烟，会提高肺癌与心脏疾患等发病危险性，这些已经被科学证明。

因此，神奈川県制定了“神奈川県公共设施防止被动吸烟条例”，作为新的规则，防止因被动吸烟对县民健康造成恶劣影响。

● 条例内容

・本条例，是就不特定或多数人出入的公共设施规定其有义务采取防止被动吸烟的措施。

がっこう、びょういん、げきじょう、えいがく、かんらんじょうしゅうがいじょう 学校、病院、劇場、映画館、観覧場、集会場、 うんどうしせつ、こうしゅうよくじょう、ぶつびんはんばいてん、きんゆうきかん 運動施設、公衆浴場、物品販売店、金融機関、 こうきょうこうつうきかん、としょかん、かんこうちやうしせつ 公共交通機関、図書館、官公庁施設など (第1種施設)	→	きんえん 禁煙
--	---	------------

がっこう、びょういん、げきじょう、えいがく、かんらんじょうしゅうがいじょう 学校、医院、剧场、电影院、展览馆、集会场、 うんどうしせつ、こうしゅうよくじょう、ぶつびんはんばいてん、きんゆうきかん 运动设施、公共浴池、物品销售店、金融机构、 公共交通机构、图书馆、政府官厅设施等 (第1种设施)	→	禁煙
---	---	----

いんしょくてん、しゆくほくしせつ 飲食店、宿泊施設、ゲームセンター・カラオ ケボックスなどの娯楽施設、その他のサービ ス業を営む店舗（クリーニング店、不動産店、 りようじよ、びやうじよ、りょこうだいいりてん、ほうりつじあし 理容所、美容所、旅行代理店、法律事務所など） (第2種施設)	→	きんえん また ぶんえん 分煙
--	---	--------------------------

いんしょくてん、しゆくほくしせつ 飲食店、住宿设施、游戏中心・卡拉OK等 的娱乐设施、其他服务业店铺（洗衣店、不 动产店、理发店、美容所、旅行代理店、法 律事务所等） (第2种设施)	→	禁煙 或 分煙
--	---	---------------

・小規模な飲食店や、パチンコ店などの特例第2種施設は、条例の規制が努力義務となります。
・未成年者を受動喫煙による健康への悪影響から保護する措置を盛り込みました。

● 施行日

・条例は平成22年4月1日から施行します。（ただし、第2種施設に係る罰則の規定は、平成23年4月1日から施行します。）

● 条例の周知・普及啓発

・県では、「吸わない人には、吸わせない。神奈川県からなくそう、受動喫煙。」をキャッチフレーズに、受動喫煙防止キャンペーン「スモークフリー」を展開しています。

【日本語での問い合わせ】

県健康増進課たばこ対策室 TEL:045-210-5015・5025

・小規模の飲食店と扒金庫店等特例第2种设施，条例规制已成为努力的义务。
・充实了措施，保护了未成年者不受被动吸烟造成的对健康的恶劣影响。

● 施行日

・条例自2010年4月1日开始施行（但是，第2种设施相关罚则的规定，从2011年4月1日开始施行）。

● 条例の周知、普及、启蒙教育

・县里提出宣传口号：“不要让不吸烟的人吸烟。神奈川県杜绝被动吸烟。”展开“无烟”活动，推动防止被动吸烟的宣传。

【日语问讯处】

县健康增进课香烟对策室 电话：045-210-5015・5025

* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。
中国語：045-321-1339 木・第4火曜日 9時～16時

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口

汉语：045-321-1339 星期四、第4星期二 9时～16时

次号（春号）は、2010年3月に発行予定です。

【編集・発行】神奈川県国際課 TEL:045-210-3748

下一期（春季号）预定于2010年3月发行。

【编辑、发行】神奈川県国際課 电话：045-210-3748